

四国電力株式会社伊方発電所第3号機の
原子炉等規制法に基づく設計及び工事の計画の認可申請の概要

1. 申請者及び申請年月日等

申請者：四国電力株式会社 取締役社長 社長執行役員 長井 啓介

申請年月日等：

令和2年11月19日（原子力発 第20325号）

補正年月日等：

令和3年 3月10日（原子力発 第20469号）

2. 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

名称：伊方発電所

所在地：愛媛県西宇和郡伊方町

3. 発電用原子炉施設の出力及び周波数

出力： 2, 022, 000 kW

第1号機： 566, 000 kW

第2号機： 566, 000 kW

第3号機： 890, 000 kW（今回申請分）

周波数： 60 Hz

4. 申請範囲

原子炉冷却系統施設（蒸気タービンに係るものを除く。）

8 化学体積制御設備

（7）主配管

・主配管

1 1 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格

（1）基本設計方針

（2）適用基準及び適用規格

1 2 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）に係る工事の方法その他発電用原子炉の附属施設

5. 工事の種類・内容

種類：発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事

内容：化学体積制御設備に係る要目表の変更

6. 申請理由

PWRプラントにおいては、1次冷却材の酸素濃度を低く管理しており、伊方発電所第3号機では、現在までのところ酸素型応力腐食割れによる損傷事象は認められていないが、抽出ラインにおいては、高温かつ溶存酸素濃度が高くなる可能性のある個所が存在するため、予防保全の観点から配管の取替えを行い、材料をSUS304材から耐食性に優れたSUS316材に変更する。